

第1385号

AFN-1385

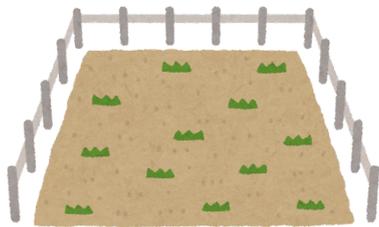
Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行
葵総合経営センターだより週刊版

2021年 10/4 (月)

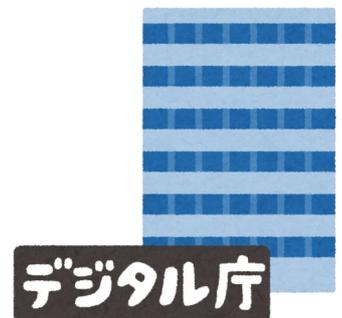
『所有者不明土地対策で広報強化 ポイント解説とQ&A—法務省』

法務省はホームページに「所有者不明土地対策関連法のポイント解説資料と『トウキツネ』による新しい相続登記制度Q&A」を新設、公開した。4月21日に成立、同月28日に公布された「民法等の一部を改正する法律」と「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」への対応。両法律は所有者不明土地の増加などの社会経済情勢の変化に鑑み、所有者不明土地の「発生の予防」と「利用の円滑化」の両面から総合的に民事基本法制の見直しを行った。「発生の予防」の観点からは▽不動産登記法を改正し、これまで任意とされていた相続登記や住所等変更登記の申請を義務化し、それらの手続きの簡素化・合理化策をパッケージで盛り込む▽新法を制定し、相続等によって土地の所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けてその土地の所有権を国庫に帰属させる制度を創設する。「利用の円滑化」を図る観点からは、民法等を改正し、所有者不明土地の管理に特化した所有者不明土地管理制度を創設する。施行期日は原則として、公布後2年以内の政令で定める日。「トウキツネ」は、法改正を機に“誕生”した同省の不動産登記推進イメージキャラクター。新たな相続登記制度について質問に回答、ポイントを分かりやすく説明する。



『デジタル改革の進め方を決定 デジタル庁第1回幹事会』

9月に発足したデジタル庁は第1回デジタル社会推進会議幹事会を開き、今後のデジタル改革の進め方を決めた。庁創設に先立ち、政府は新法・デジタル社会形成基本法を先取りする形で「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を策定した。改革の進め方について幹事会では同計画の柱である「当面のデジタル改革における主な項目」(現重点計画)を盛り込んだ新重点計画の策定を了承。現計画は(1)国民に対する行政サービスのデジタル化の推進(2)くらしのデジタル化の促進(3)産業全体のデジタル化とそれを支えるインフラ整備(4)誰一人取り残さないデジタル社会の実現—の4項目。幹事会では▽庁創設後初めての「重点計画」(新重点計画)を12月中下旬の閣議決定を目指して策定する▽策定にあたっては現計画を盛り込むとともに、昨年12月に閣議決定したデジタル・ガバメント実行計画と本年6月に閣議決定した重点計画のフォローアップを行いつつ、「デジタル社会構想会議」で有識者の意見を聴く▽内閣サイバーセキュリティセンター、個人情報保護委などに対する法定の意見聴取に加え、パブリックコメント手続き等により広く国民からの意見も募集する—ことも決めた。現計画の(4)では中小企業のデジタル化支援にも触れている。



出典元:日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com